

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	懲 役 せ ら れ た の 人	有罪に係る人員及び金額				
										科 刑 を 受 け た 人 員	罰 金 人 員			金 額
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	2		申告所得税
		1	3	4	3	-	-	1	6	2	17,000			
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内			法人税
		9	5	14	11	-	-	3	10	11	153,000			
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	3		その他
		X	6	X	6	-	-	X	6	5	111,300			
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	5		合 計
		X	14	X	20	-	-	X	22	18	281,300			

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における実績を示した。

- (注)
- 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
  - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
  - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	脱税犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		11		2
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	2		11		5

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石 油 ガ ス 税			区 分			
		免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い の 計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	区 分					
		酒 類 製 造 者	酒 販 売 業 者															前 年 度 からの 繰 越 処 理 未 済	検 挙
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	2	1	3	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	2	1	3	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 発	取 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		取 税 官 吏 告 発
		そ の 他	外	-	1	4	5	-	5	1	-	1	-	-	-	-	-		そ の 他
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 問 処 分
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 問 処 分
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 知 処 分
		外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 知 処 分
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額		外	-	200	10	210	-	210	810	-	810	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		
罰 科 金 相 当 額		外	-	500	347	847	-	847	130	-	130	-	-	-	-	-	罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税			取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								たばこ特別税分
要件 処理数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		収 税 官 吏 告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,365	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,020	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
												977			

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度から前線越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から前線越履行未済	要履行件数
	通告処分	外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
		外	1	1	4	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数
	通告権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告権消滅	
	通告履行	外	-	2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	
	計	外	1	1	4	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
	外	-	2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
	外	1	1	4	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
本年度末履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数	
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告履行罰科金額	通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		外	-	200	10	210	810	-	810	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,020
		外	1,300	500	347	2,147	130	-	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,277

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 税関分は含まない。



(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	外1 1	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合計	外1 1	合計	外1 1	合計	外1 1	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				〃 第3号	-	〃 第3号	-		
				〃 第4号	-				
				〃 第5号	-				
				第24条第1号	-				
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。